

施策目標個票

(国土交通省24-⑰)

施策目標	自動車の安全性を高める	
施策目標の概要及び達成すべき目標	車両安全対策を実施し自動車の安全性を向上させることにより、平成30年を目処に交通事故死者数を2,500人以下に減少させる。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	自動車に係る技術基準の強化等を行い自動車の安全性能が向上したこと等により、交通事故による死亡事故件数は近年減少している。 交通事故被害の軽減に資する衝突被害軽減ブレーキを装着した自動車に対する補助の実施により、同装置の年間装着台数は大幅に増加している。 今後とも、自動車の安全性を向上させる施策を実施していくこととする。

業績指標	93 衝突被害軽減ブレーキの装着率	初期値	実績値				評価	目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		16.2%	5.5%	4.3%	16.2%	43.8%	54.4%	A-2
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—	—

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	5,265	3,491	3,609	4,479	—
		補正予算(b)	0	138	1,002	—	—
		前年度繰越等(c)	5	0	48	—	—
		合計(a+b+c)	5,269	3,629	4,659	4,479	—
	執行額(百万円)		4,984	3,393	—	—	—
	翌年度繰越額(百万円)		0	48	—	—	—
	不用額(百万円)		285	188	—	—	—

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成25年6月14日) <意見等> 指標93「衝突被害軽減ブレーキの年間装着台数」について、台数はおかしいので%表示にするべき。また、補助金、税制特例、規制の3つを重ねて措置することの効果についてどう評価しているのか。 <対応方針> 1年間に生産される大型車両のうち、衝突被害軽減ブレーキが装着される車両台数の割合とする。 また、補助金、税制特例、規制のそれぞれの措置の対象の棲み分けについても評価書に追記することとする。
------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	自動車局	作成責任者名	技術政策課 (課長 江角 直樹)	政策評価実施時期	平成25年8月
--------------	------	---------------	---------------------	-----------------	---------

業績指標 93

衝突被害軽減ブレーキの装着率

評 価

A-2	目標値：85.0%（平成27年度） 実績値：54.4%（平成24年度） 初期値：16.2%（平成22年度）
-----	-------------------------------------------------------------

(指標の定義)

1年間に生産される大型自動車（車両総重量8トン超の大型貨物車）のうち、衝突被害軽減ブレーキが装着される車両台数の割合

(目標設定の考え方・根拠)

車両安全対策の一環として衝突被害軽減ブレーキの普及促進を図り、過去の装着台数実績より平成27年までに85.0%の装着台数が見込まれるものとして設定したものの。

(外部要因)

交通安全思想の普及状況等

(他の関係主体)

—

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- 日本再興戦略（平成25年6月14日）
- 世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日）
- 科学技術イノベーション総合戦略（平成25年6月7日）
- 総合物流施策大綱（2013-2017）（平成25年6月25日）

【閣決（重点）】

なし

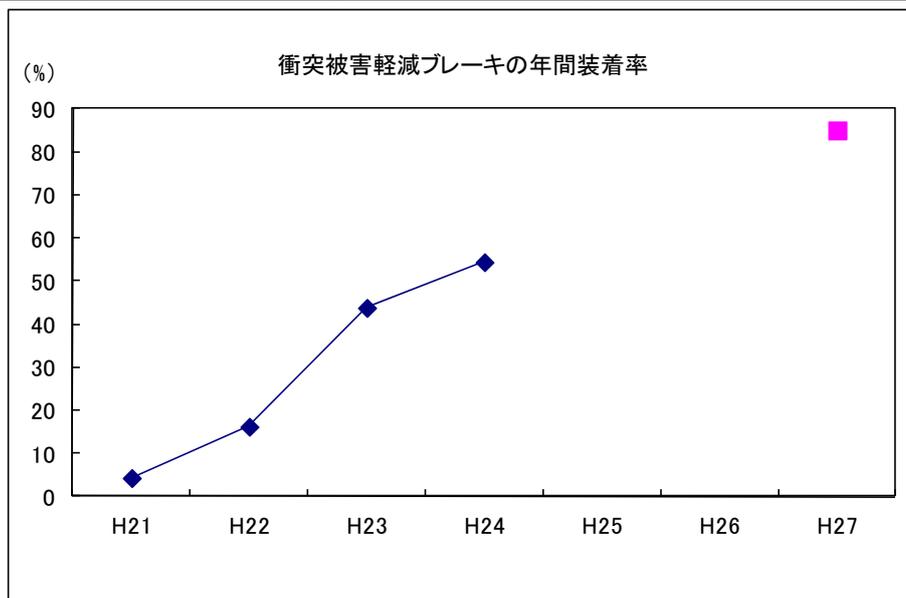
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H20	H21	H22	H23	H24
5.5%	4.3%	16.2%	43.8%	54.4%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・事故実態の把握・分析→安全対策の実施→対策の効果評価からなる「自動車安全対策のサイクル」を実施するため、車両安全対策検討会を設置し、自動車安全対策サイクルを推進している。

関連する事務事業の概要

・学識経験者等の専門家からなる「車両安全対策検討会」において、事故実態等に基づく重要性、技術開発動向、国際調和活動等を勘案し、法令に基づく安全基準の拡充・強化項目の検討や今後の対策の検討を行っている。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・車両安全対策の一環として、予防安全技術である衝突被害軽減ブレーキの普及促進を図っているところである。
- ・衝突被害軽減ブレーキの平成24年の装着率は54.4%であり、目標値にむけて順調に増加している。

(事務事業の実施状況)

- ・平成24年度においても、自動車運送事業者及びリース事業者に対して衝突被害軽減ブレーキの補助制度を継続して実施した。
- ・また、衝突被害軽減ブレーキを装着した大型貨物車を購入した者に対する税制特例について、平成25年度税制改正により対象をバスにも拡大した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・衝突被害軽減ブレーキの年間装着台数は、目標値に向けて順調に増加しており、今度も、更なる普及促進を目指し、引き続き各施策を実施していくこととし、「A-2」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

- ・衝突被害軽減ブレーキを装着した自動車に対する補助を継続して実施する。
- ・衝突被害軽減ブレーキを装着した大型貨物車に対する税制特例を継続するとともに、新たに対象としたバスに対しても実施する。

(平成26年度以降)

平成26年11月以降、各自動車メーカーに対して衝突被害軽減ブレーキの装備義務付けを順次実施する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：自動車局技術政策課 (課長 江角 直樹)